

## 合板の格付の表示の様式及び表示の方法

全部改正：平成15年3月28日農林水産省告示第541号

一部改正：平成17年12月27日農林水産省告示第1999号

一部改正：平成20年12月2日農林水産省告示第1752号

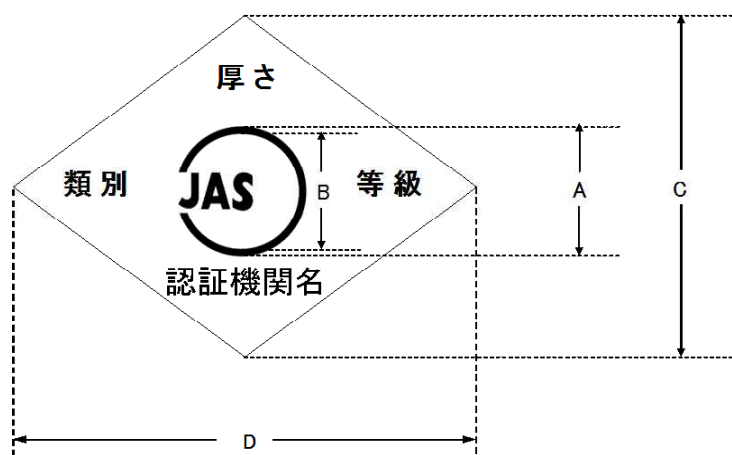
一部改正：平成26年2月25日農林水産省告示第306号

最終改正：平成30年3月29日農林水産省告示第686号

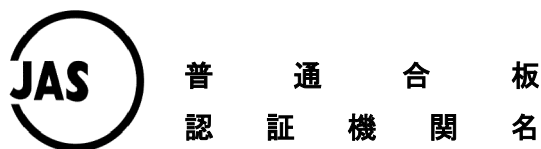
### 一 様式

#### 1 普通合板

##### (1) 表面又は裏面に表示する場合



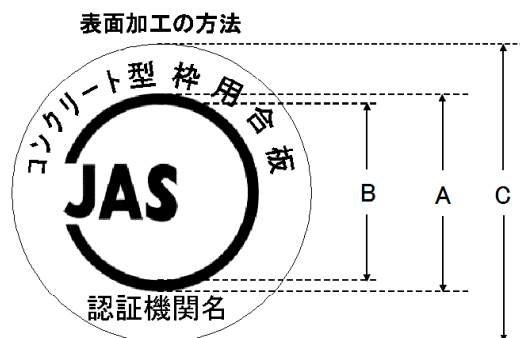
- ① Aは、15ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
  - ② Cは、Aの2.6倍とし、Dは、Aの3.4倍とする。
  - ③ JASの文字の高さは、Aの10分の3とし、認証機関名の文字の高さは、Aの50分の9とし、その他の文字の高さは、Aの15分の4とする。
  - ④ 外枠の線の太さは、Aの30分の1とする。
  - ⑤ 類別は、1類又は2類の別を記載する。
  - ⑥ 等級は、表面の品質の等級を記載する。
  - ⑦ 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (2) 表裏面に(1)の表示が困難な場合



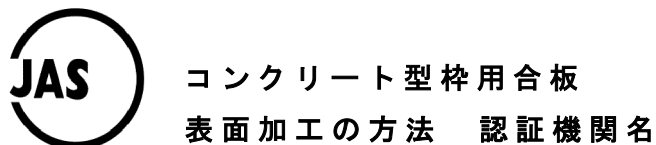
- ① 円の外径は、10ミリメートル以上とし、内径は外径の10分の9とする。
- ② JASの文字の高さは、外径の10分の3とする。
- ③ 認証機関名は、略称を記載することができる。

## 2 コンクリート型枠用合板

### (1) 表面又は裏面に表示する場合

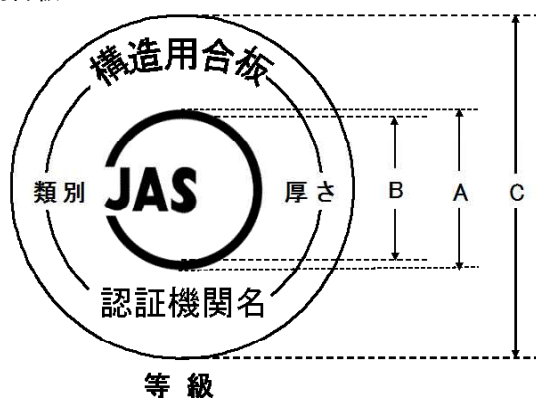


- ① Aは、34ミリメートル以上とし、BはAの10分の9とする。
  - ② CはAの1.3倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
  - ③ J A Sの文字の高さは、Aの10分の3とする。
  - ④ 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
  - ⑤ 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (2) コンクリート型枠用として使用するために表裏面に塗装又はオーバーレイを施したもので(1)による表示が困難な場合



- ① 円の外径は、10ミリメートル以上とし、内径は外径の10分の9とする。
- ② J A Sの文字の高さは、外径の10分の3とする。
- ③ 表面加工の方法は、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- ④ 認証機関名は、略称を記載することができる。

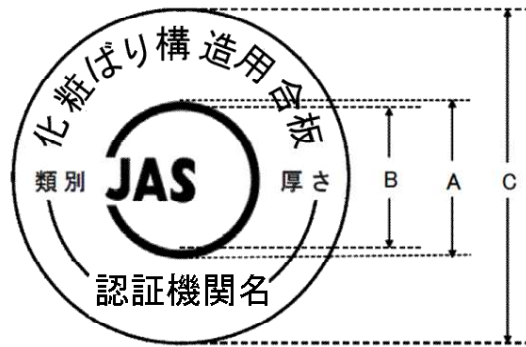
## 3 構造用合板



- (1) Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- (2) Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- (3) J A Sの文字の高さは、Aの10分の3とする。

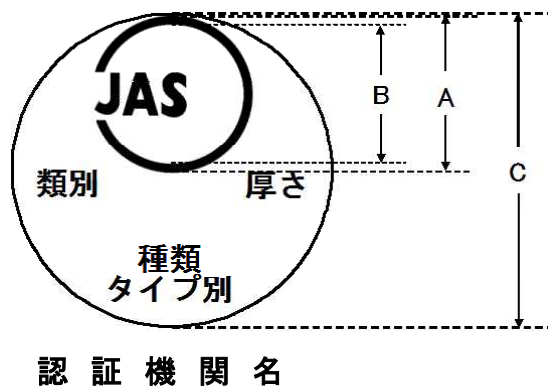
- (4) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- (5) 等級は、合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）第6条に規定する等級を記載する。
- (6) 厚さの単位は、ミリメートルとする。
- (7) 認証機関名は、略称を記載することができる。

4 化粧ばり構造用合板



- (1) Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- (2) Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- (3) JASの文字の高さは、Aの10分の3とする。
- (4) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- (5) 厚さの単位は、ミリメートルとする。
- (6) 認証機関名は、略称を記載することができる。

5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板



- (1) Aは15ミリメートル以上とし、BはAの15分の13とする。
- (2) CはAの2倍とし、線の太さは(1)の2分の1とする。
- (3) JASの文字の高さは、Aの15分の4とする。
- (4) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
- (5) 類別は、1類又は2類の別を記載する。
- (6) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。
- (7) 認証機関名は、略称を記載することができる。

## 二 表示の方法

格付の都度、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあっては、各こり）ごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印するものとする。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第686）抄  
平成30年4月1日から施行する。